

背景

1. 現状・課題

- ◆ 教職大学院に入学する前に、大学院において履修し修得した単位（以下「入学前既修得単位」という。）を当該教職大学院において修得したものとみなす場合、当該単位の修得により当該教職大学院の教育課程の一部を修得したと認めるときは、単位数・期間等を勘案して当該教職大学院学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。
- ◆ **ただし、当該修業年限の通算が可能となる単位については、大学院の入学資格を有した後、修得したものに限ることとされており、大学院入学資格を有さない学部学生が科目等履修生として単位を修得した場合には、当該修業年限の通算を行うことはできない。**
- ◆ なお、令和3年10月には、高校生を含む大学入学資格を有さない者が科目等履修生として修得した単位についても、大学入学後の単位認定のみならず、当該単位を修得した大学に入学した場合に、修業年限の通算を可能とするための制度改正が行われている。

<参考>

教員養成分野における学部教育と教職大学院教育の一体的なコースを設定している大学は、延べ11大学。（令和4年度）

2. 提言等

- ◆ 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の構築～（答申）
（令和4年12月19日中央教育審議会）
「学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、**学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位数等を勘案して、教職大学院入学後の在学年限を短縮できるような制度改正を検討することが必要である。**」
- ◆ 大学院段階の教員養成の改革と充実等について
（平成25年10月 教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議 報告書）
「大学院の充実のみではなく、その基礎となる学部教育の質の向上も不可欠であり、特に**教員養成学部においては、学部教育と大学院教育の接続も踏まえ、学校現場における理論と実践の往還を核とした教職大学院の取組を生かしていくなど、教育課程の改善・充実を継続的に図る必要がある。**」
- ◆ 教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて
（平成29年8月 国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書）
○ 教職大学院は、**学部と教職大学院との関係の強化・一体化と、それに基づく学部と教職大学院との一貫教育の導入など、学部との多様なつながりを検討するべきである。**
○ 国立の教職大学院について、学部教育との一貫性の強化のため、**学部教育から教職大学院への6年制コースの設置や、学部における修了年限の特例を活用した5年間で修了できる仕組みを検討することが期待される。**

改正概要

教職大学院入学前に科目等履修生として大学院の単位を修得した場合には、当該単位修得時の大学院入学資格の有無にかかわらず、当該単位数、その取得に要した期間その他を勘案して在学期間の短縮を可能とする。

※大学院入学資格を有さない者の在学期間短縮の認定について

大学院入学資格を**有した者**が修得した単位の認定は、当該大学院における学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に照らし合わせて体系的であるかどうか等、十分に検討を行い判断することが求められているところであり、大学院入学資格を**有さない者**が修得した入学前既修得単位の認定についても、当該大学院は単位数や期間等を勘案して行うこととする。

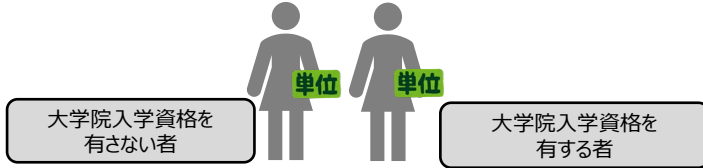
施行期日

公布日

改正イメージ

現行

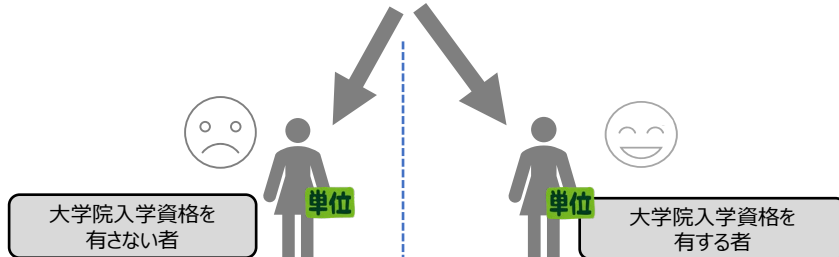
入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



入学



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



修了要件単位数の1/2を超えない単位数については、大学院入学資格の有無にかかわらず認定することができる。

標準修業年限

在学

標準修業年限

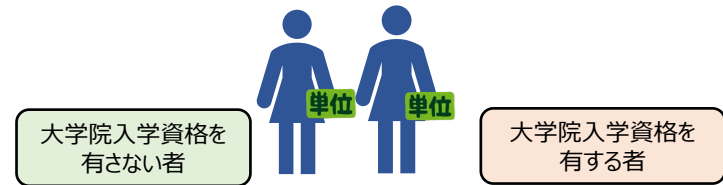
在学したとみなす

在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる

改正後

入学前 科目等履修などで大学院の単位を修得



入学



教職大学院の教育課程の一部を修得したと認められた場合



修了要件単位数の1/2を超えない単位数については、大学院入学資格の有無にかかわらず認定することができる。

標準修業年限

在学したとみなす

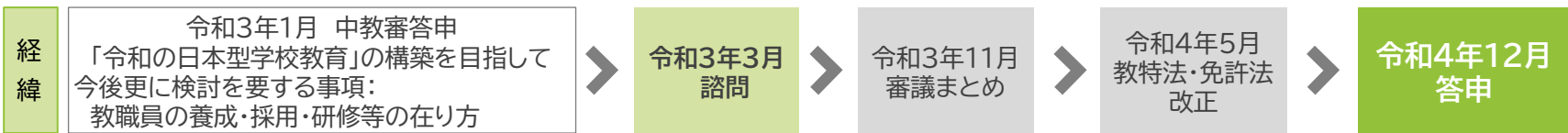
在学

教職大学院の在学期間を1/2まで短縮できる※

※在学期間の短縮については、修得した単位数・期間等を勘案して行う。

中央教育審議会答申 『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～のポイント

参考



子供たちと社会の変化	
<ul style="list-style-type: none"> 教師の長時間勤務 Society5.0/高校「情報I」開始 	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちの多様化 臨任等の「教師不足」

これまでの主な取組	
<ul style="list-style-type: none"> 新学習指導要領の実施 GIGAスクール 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員定数の改善 学校の働き方改革等

教師の養成・採用・研修の制度及び現状

養成

教員養成学部・学科のほか中・高・特支等は他学科でも教職課程が開設可能

- 国立教員養成大学・学部数は45、定員は11,021人、教員就職率は66.9%
- 小学校の教職課程を有する私立大学は10年で3割増

採用

公立は、任命権者たる教育委員会が採用(小中は都道府県・政令市)

- 採用倍率低下(大量退職・特別支援学級の急増を反映した採用増、既卒受験者減少)
- ただし、小学校の新卒受験者数は微増。中学・高校は減少。
- 年齢構成は地域・学校種で大きな違い。(例:小学校では、関東・近畿は若年層が多く、東北・九州などは50代が多い。)

校種		平成24年度	令和4年度
小	受験者総数(うち新卒)	55,600人(17,001人)	40,636人(17,484人)
	倍率	4.4倍	2.5倍
中高	受験者総数(うち新卒)	94,003人(28,209人)	66,578人(22,157人)
	中学倍率	7.7倍	4.7倍
	高校倍率	7.3倍	5.4倍

免許

原則、都道府県教育委員会が授与

- 普通免許状は、中高で減少、小学校で横ばい、特別支援学校で増加
- 特別免許状(※)は増加。ただし、令和2年度1年間で237件。英語等に集中

※教科の専門的な知識経験・技能と社会的信望・熱意と識見を有する者に授与。昭和63年創設。

免許状種別	校種	平成22年度		令和2年度
普通免許状	小学校	27,470件	➡	28,187件
	中学校	53,274件	⬇	44,297件
	高校	68,838件	⬇	52,629件
	特別支援学校	7,928件	↗	12,300件
特別免許状	全体	45件	↗	237件

研修

公立は、研修実施者たる教育委員会が実施(小中は都道府県・政令市・中核市)

- 任命権者は、国の指針を参酌し、教員育成指標と体系的な教員研修計画を策定
- 任命権者と関係大学等で構成される協議会を組織

改革の方向性

<p>①「新たな教師の学びの姿」の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちの学び(授業観・学習観)とともに教師自身の学び(研修観)を転換 ・ 「理論と実践の往還」の実現 	<p>②多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教師一人一人の専門性向上と、多様な専門性・背景を有する人材の組織内への取り込み ・ 心理的安全性の確保 ・ 「学校の働き方改革」の推進 	<p>③教職志望者の多様化等を踏まえた育成・安定的確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な教職志望者に対応した教職課程の柔軟化 ・ 入職後のライフサイクルの変化を踏まえた採用・配置等の工夫
---	---	--



<h3>1. 教師に求められる資質能力</h3>	<h3>3. 教員免許の在り方</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ● ①教職に必要な素養 ②学習指導 ③生徒指導 ④特別支援 ⑤ICT、情報・教育データの利活用、に再整理 ● 理論と実践の往還を重視した教職課程への転換(「教育実習」の柔軟化、学校体験活動の積極活用など) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 教員免許更新制の発展的解消と、改正教育公務員特例法による「新たな教師の学びの姿」の実現。 ● 教師の資質向上に関する「大臣指針」を改正、「対話と奨励のガイドライン」を策定 ● 小学校教諭と中学校教諭の両免併有の促進
<h3>2. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成</h3>	<h3>4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方</h3>
<ul style="list-style-type: none"> ● 強みや専門性(データ活用、STEAM教育、障害児発達支援、日本語指導、心理、福祉、社会教育、語学力、グローバル感覚など)を身に付ける活動との両立のための、特例的な教職課程の開設 ● 小学校専科指導に対応した特例的な教職課程の開設 ● 教員採用の在り方検討(早期化・複線化など) ● 多様な専門性を有する人材の積極的な取り込み(特別免許状の運用見直し、教員資格認定試験の拡大) ● 校長等、学校管理職の資質能力の育成・研修 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化 ● 教育委員会との連携強化、人材育成の好循環 ● 教員就職率の向上、組織体制の見直し
	<h3>5. 教師を支える環境整備</h3>
	<ul style="list-style-type: none"> ● 研修高度化、学びの振り返りを支援する仕組みの構築 ● 教師を支える環境整備(失効・休眠免許保持者の円滑な入職の促進、働き方改革の一層の推進)

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～答申（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会

4 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

(1) 教員養成大学・学部、教職大学院の高度化・機能強化

社会の変化や技術革新に対応し、教師としての資質能力を継続的に高めることが求められている中、**教員養成大学・学部や教職大学院においては、多様な教職員集団の中で中核となる高度専門職業人としての教師を養成することが期待されている。**

とりわけ、今後、新たな教師の学びの姿が学校現場で実践されていくに当たり、**管理職のリーダーシップの下、校内研修等の学校内での学びをリードする中核的な人材として活躍する教師の養成が強く求められる。**

各教員養成大学・学部、教職大学院においては、教員養成フラッグシップ大学における実践も参考に、**自らの強みとして、学習科学等の実証的な学問成果に基づく省察的実践を通じて学び続ける教師の育成に今後一層力を入れて取り組んでいくことが重要である。**

また、平成17年に、教員分野に係る大学・学部等の設置又は収容定員増の抑制方針が撤廃されて以降、私立大学による小学校教諭一種免許状の認定課程の設置が増加する等、大量退職・大量採用に伴う教員採用ニーズの増大という大きな社会課題がある中で、優れた教員養成モデルの研究・開発、学び続ける教師を支える研修機能の高度化など、各大学において様々な努力がなされているところであるが、これからの教師に求められる新たな教育課題に適時・的確に対応し得る機動的な教員養成・研修の深化等を十分に行えるとは必ずしも言い難い状況にある。

教員養成を行う一般大学・学部も含め、大学間で連携・協働し、教員養成・研修機能の高度化・強化を図っていくことが重要である。

(2) 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化

限られたリソースを最大限に有効活用する上でも、理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする**教職大学院と学部との一層の連携強化を推進することが重要であり**、学部学生が教職大学院の実務家教員から現場実践を踏まえた指導を受ける機会を設ける等、授業の相互交流を推進すること、教職大学院の学生が学部学生のメンター役を担ったり、現職学生が学部学生に対して教職の魅力を伝える機会を設けたりする等、学生の相互交流を推進すること等、**各大学において具体的な取組を展開していくことが必要である。**

とりわけ、**高度専門職業人としての教師養成が求められてる中であって、意欲と能力のある学生の学修ニーズに対応しつつ、学部と教職大学院の有機的な連携・接続の強化・実質化を推進する観点から、教職大学院への進学を希望する者を対象とするコース等の設定を促進するとともに、学部学生が教職大学院の授業科目を先取り履修した場合に、当該先取り履修した単位教等を勘案して、教職大学院入学後の在学年限を短縮できるよう制度改正を検討することが必要である。**

教職大学院での学びを学部学生にも展開していく取組を進めるに当たっては、各大学における**教育の質の確保・向上や、単位の实質化、学習成果・教育効果の把握・可視化に向けた更なる努力が求められるものである点に十分留意するとともに、当該大学・学部**に在籍する学生のみならず、**連合教職大学院の参加大学の学生をはじめ、他の大学・学部の学生に対しても広く門戸を広げて取り組んでいくことが重要である。**

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～答申（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会

4 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

(3) 教育委員会と大学との連携強化の促進

昨今、特に、「教師不足」が社会課題となっている中であって、教師の職務環境や処遇等の改善とあわせて、教職の魅力向上が求められているところであり、**教員養成大学・学部、教職大学院においては、子供の学びを支える、専門的かつ創造的な高度職業人としての教師像の確立に向け、教育委員会と積極的に連携・協働し、養成・採用・研修等の一体的な充実に取り組んでいくことが求められる。**

養成段階においては、理論と実践を往還させた省察力による学びを実現し、学生の「授業観・学習観」の転換を図るため、大学と教育委員会が連携・協働し、教職志望の学生が、学習指導員等としての活動のほか、総合的な学習（探究）の時間等における探究活動に学びの伴走者として参画すること等も含め、今日的な学校教育課題に対応した多様な現場体験・学習機会等の充実を図ることが重要である。また、大学入学前の早期から教職志望を高めるために高校生に対する教職講座の展開に取り組む等、高等学校までの教育と大学教育の連携・接続という視点を持って取り組んでいくことが重要である。

研修段階においては、今般、免許更新制の発展的解消とあわせて各地域において研修受講履歴を踏まえた資質能力の向上が進められていくことを踏まえ、この新たな枠組みの下で、教職の高度化に向けた大学と教育委員会との連携体制をより一層実効あるものとする取組を推進することが重要である。

こうした課題に適切に対応するためには、指針の改正を踏まえた教員育成指標の見直しとあわせて、**各地域において教育委員会と大学が必要な事項を協議し、共通理解の下で、連携を深めていく取組を促進していくことが重要**であり、国において教員育成協議会で協議することが望まれる事項を具体的に示すことにより、教員育成協議会の効果的な活用を促し、各地域における協議を活性化させていくことが重要である。

また、**教員養成大学・学部、教職大学院と、教育委員会等との人事交流を積極的に推進することにより、教員養成大学・学部、教職大学院と教育委員会等との連携の強化・実質化を図っていくことが重要である。**

教職大学院においては、**コースやプログラムの設定・展開に当たって、教育課程連携協議会を有効に活用するとともに、教育委員会とも密接に連携を図りながら、学校現場で求められている「令和の日本型学校教育」を現場で牽引する学校管理職やミドルリーダーの養成に寄与する等、今日的な学校教育課題に即し、養成する人材像を明確化していくことが必要である。**あわせて、教育委員会の採用ニーズを踏まえて養成する人材像を明確にしつつ、**教員免許状を有していない社会人等が、在学中に、教員免許状を取得できるプログラムを積極的に展開すること等により、多様な人材を教職に結び付けていく取組を展開していくことが求められる。**

なお、現職の教師に対する学びの提供については、①任命権者が教師の資質向上を図るために行う研修、②教師自身の自己研鑽、③大学としての社会貢献活動等、様々な趣旨・目的が考えられるところであり、教育委員会と連携・協働した研修プログラム等の展開に当たっては、それぞれの研修プログラムの趣旨・目的に応じた経費負担の在り方についても共通理解を図りながら取組を進めていくことが重要である。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～答申（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会

4 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

(4) 教師養成に係る理論の実践の往還を重視した人材育成の好循環の実現

GIGAスクール構想に基づく1人1台端末の活用や特別な配慮・支援を必要とする子供への対応など、学校教育を取り巻く環境の変化に伴い、学校現場における実践は日々進化しているところである。**変化の激しい時代にあつて、学校現場の優れた実践者が教師養成に関わることは意義のあることであり、教師養成について理論と実践の往還を重視した好循環を実現していくことが求められる。**

このため、**学部段階においても、教職経験を有する大学教員（実務家教員）の登用を進めることが重要**であり、これを担保するための制度的な枠組みとして、**教員養成学部における実務家教員の配置に係る具体的な基準（例えば、学部の種類及び規模に応じた必要な最低教員数のおおむね2割程度以上）を設定することについて検討すべき**である。

実務家教員については、単に自らの実務経験や授業観・学習観を学生にそのまま伝達するのではなく、大学教員として、実務経験を体系化・構造化し、理論と実践を結びつけながら教育を行うことが求められる。また、教育委員会等と緊密に連携しながら、進化する学校現場における優れた実践や働き方をはじめとした変化しつつある学校現場の状況を学生に伝えること等により学生の教職への意欲を高めていくことや、研究者教員とともに現職教員向けの研修プログラムの高度化を推進すること等により教師の学びを充実させること等が期待されるものであり、**次代の教師の養成を担う実務家教員を、大学と教育委員会等とが一体となって育成していくことが重要である。**

学校現場と教員養成大学・学部、教職大学院との人材育成の好循環の実現に向け、教職大学院が創設され十年以上が経過し、各地域において教職大学院修了者が輩出されていることも踏まえつつ、学校現場での実践と大学における教師養成を架橋する中核的な役割を担う者として教職大学院修了者を位置づけ、教育委員会等と連携を図りながら、教職大学院修了者が、早期に学校管理職を経験した後、教員養成大学・学部、教職大学院における実務家教員となって高度専門職としての教師養成に参画し、その後、さらに学校現場、教育委員会において指導的な役割を担っていくといった、**教職大学院における学びを生かしたキャリアパスを確立していくことが求められる。**

実務家教員の育成に関し、附属学校を活用していくことも有効であると考えられる。教育委員会からの交流人事教員も含め、**附属学校を拠点として教職大学院修了者や実務家教員を輩出するサイクルの構築に取り組むことが求められる。**あわせて、**附属学校においては、社会の変化を的確に捉え、学部、教職大学院と一体となって、全国・地域における研究の中核拠点として先導的に教育課題に取り組むとともに、「授業観・学習観」の転換を促す教育実習や学校体験活動の充実に取り組んでいくことが重要である。**

教員養成大学・学部、教職大学院においては、実務家教員に対する、大学教員として必要とされる業務（教育、研究、マネジメント）全般に関わる能力開発に向けたファカルティ・ディベロップメントの高度化に取り組むとともに、その過程で得られた知見・ノウハウ等を研究者教員に対するファカルティ・ディベロップメントの高度化にも生かしていくことが必要である。また、**研究者教員についても、学校現場での教育実践研究や学校現場との共同研究に加え、附属学校等も活用しながら、一定期間、学校現場における指導経験を積めるようにする等、教員養成分野の大学教員として必要な実践性を向上させる取組を組織的に進めていくことが重要である。**

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～答申（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会

4 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

(5) 教員就職率の向上

教員養成大学・学部は、教員養成を主たる目的として、学部4年間の体系的な教員養成カリキュラムによる教員養成を行うものであり、教師を志望する学生を受け入れ、学部教育を通じて教員免許状に必要な基礎資格及び単位の取得並びに必要な資質能力を身に付けさせた後、現場で活躍する教師として輩出することが期待されているものであり、その設置の趣旨・果たすべき役割に照らして、**各大学は、教員就職率を確実かつ継続的に高めることが求められる。**

各大学においては、地域の教育委員会等とも密接に連携を図りつつ、学生や卒業生に対するアンケートも有効に活用しながら、

- ① 教職志望の高い学生の入学を促進する観点から、高校生向け教職講座の実施や高校における教師養成コースへの協力、総合型選抜及び学校推薦型選抜の活用や地域枠の適切な設定、一般選抜における面接の実施、奨学金の貸与・返還支援や授業料等の減免等の高大接続に資する取組及び入学者選抜等における工夫を行うこと
- ② 教則志望を維持・向上させる観点から、大学での学びと連動した学校体験活動の充実や各地域の教員採用ニーズに応じたカリキュラムの展開、事前事後指導も含めた教育実習・学校体験活動等の学校現場実習に係る指導・支援体制の充実、現職教師（卒業生等）との交流機会の設定等、教育課程内外にわたる様々な取組や工夫を行うこと

など、**入学前、入学後の学修、就職対応等のそれぞれの段階において、教員就職率の向上を図る取組を積極的に展開していくことが求められる。**

また、**教員就職率の向上に向けては、就職支援を担当する教職員だけでなく、教員養成課程に関わる全ての教職員がそれぞれの立場から取り組むことが重要**であり、教員就職率の向上に資するファカルティ・ディベロップメント活動の実施等も含め、教員就職率の向上に向けて組織的に取り組む体制を構築することが重要である。

国立の教員養成大学・学部は、全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとして、全国に設置されているところであるが、教員採用ニーズが高まっている中であって、近年、教員就職率が概ね6割程度で推移している一方、教職以外の職に就く者の数が増えている状況であり、組織体制の見直しを含め、早急に改善を図る必要がある。学生アンケート等に基づく取組に加え、**離島・へき地教育の担い手の育成など、全国的な教育水準の維持・向上に資する、国立教員養成大学・学部ならではの地域課題に対応したコースやカリキュラムを、地域の教育委員会と一体となって構築していくことが求められる**⁶⁷。国においては、国立大学法人運営費交付金の枠組み等も有効に活用しつつ、地域の教育委員会と連携した教員就職率の向上に資する取組を促進していくべきである。

⁶⁷ 例えば、宮崎県では、宮崎大学において県内の小学校教員を希望する高校生を対象に推薦入試を導入するとともに、宮崎大学と宮崎県教育委員会で連携して対象学生に係る在学中の研修や学校体験などの場を提供し、学部長の推薦を受けた受験生に教員採用試験の特別推薦を実施する取組が開始されている。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について ～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～答申（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会

4 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方

(6) 組織体制の見直し

中長期的な視点で見れば、今後、18歳人口の減少に加え、教員需要の大幅な減少⁶⁸が予想されている。

教員就職率が継続的に低い教員養成大学・学部については、学生・卒業生アンケート等からその要因を具に分析・検証し、具体的な数値目標を掲げる等して早急にその改善を図ることが求められるところであるが、改善が見込まれない場合には、地域の教員需給・供給体制を慎重に見極めつつ、多様な免許種への対応も含めた各地域における教員養成機能の維持・向上を図る観点から、関係自治体との連携を強化しながら、入学定員の見直しや大学間の連携・統合に係る検討を進めていくことが必要である⁶⁹。

なお、各地域における教員養成機能の維持・向上に資する大学間の連携を進めていくに当たっては、シナジー効果が発揮されるよう十分留意するとともに、国公立の垣根を越えた大学間連携の在り方を検討することが重要である。

⁶⁸ 令和4年：26,521人→令和10年：17,807人。令和3年度文部科学省調べ（令和3年2月時点の都道府県等の推計の積み上げ。養護教諭等を除く）。

⁶⁹ 国立の教員養成大学・学部については、「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」（平成29年8月29日国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書）において、「教育課題の複雑化・高度化が進む中で教員養成機能を向上させるためには、十分な予算と優秀かつ多様な人材の確保が不可欠である。一方、各都道府県・政令指定都市の教員の年齢構成や少子化の傾向を踏まえると、今後、教員需要が減少傾向にあると考えられる中で、ほぼ全都道府県に置かれている国立教員養成大学・学部が現在の組織や規模のまま機能強化と効率性の両方を追及することは困難である。よって、関係自治体と連携強化し、地域の教員需要の推移に応じて教員養成課程の入学定員を見直すとともに、小規模になる教員養成貴異能を、県内あるいは県を越えた国公立大学との間で連携・集約することにより、機能強化を図ることの検討が必要な時期に至っている」とされている。国立大学の教員養成課程に係る入学定員については、平成29年以降、全国で244人の減（H29:11,265人→11,021人）。大学間の連携・統合については、奈良教育大学と奈良女子大学の統合、群馬大学・宇都宮大学及び金沢大学・富山大学における共同教育学部の設置、鳴門教育大学・香川大学・愛媛大学・高知大学・徳島大学による教職課程に係る連携開設科目の開設等が実現。

「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等に関する改革工程表（案）（抜粋）

令和4年12月19日
中央教育審議会配布資料

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方(1)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(2) 学部と教職大学院との連携・接続の強化・実質化					
(2)	理論と実践を往還させた省察力による学びのデザイン等を強みとする教職大学院と学部との一層の連携強化【文科・大学】	好事例の収集・周知		各教員養成大学・学部における取組の実施	
(2)	学部学生が教職大学院の授業を先取り履修した場合、履修単位を勘案し、教職大学院の在学年限の短縮を可能とする【文科・大学】		設置基準等の改正 検討	各教員養成大学・学部における取組の実施	
(2)	教職大学院での学びを学部学生に展開する際に、他の大学・学部の学生に対し広く門戸を開放【文科・大学】	好事例の収集・周知、モデル開発		各教員養成大学・学部における取組の実施	
(3) 教育委員会と大学との連携強化の促進					
(3)	人事交流の積極的な推進により、養成・採用・一体化に向けて教員養成大学・学部、教職大学院と、教育委員会等との連携の強化・実質化をはかるとともに、教職の高度化に向けた取組を推進【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知、モデル開発		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施	
(4) 教師養成に係る理論と実践の往還を重視した人材養成の好循環の実現					
(4)	教員養成大学・学部の学部段階で実務家教員の登用を進めるため、具体的な基準を設定【文科・大学】		設置基準等の改正	経過措置	基準の適用

文部科学省
 教職員支援機構
 大学
 教員養成大学・学部
 教育委員会
 大学・教育委員会

4. 教員養成大学・学部、教職大学院の在り方(2)

	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(4)	学校現場での実践と大学における教師養成を架橋する中核的な役割を担う者として教職大学院修了者を位置づけ、教職大学院における学びを生かしたキャリアパスを確立【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知、モデル開発			
		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施			
(4)	附属学校を拠点とした教職大学院修了者や実務家教員輩出のサイクルを構築するとともに、実務家教員へのFDの高度化のほか、研究者教員についても必要な実践性を向上させる取組を組織的に実施【文科・大学・教委】	好事例の収集・周知			
		各教員養成大学・学部・教委における取組の実施			
(5) 教員就職率の向上					
(5)	教員養成大学・学部の教員就職率の向上を図る取組を積極的に展開【文科・大学】	好事例の収集・周知			
		各教員養成大学・学部における取組の実施			
(5)	地域の教育委員会と連携した教員就職率の向上に資する取組を促進【文科・大学】	各種取組の支援や定員要求・概算要求等			
		各教員養成大学・学部における取組の実施			
(6) 組織体制の見直し					
(6)	教員就職率が継続的に低い養成大学・学部について、改善が見込まれない場合は、地域の需要・供給体制を慎重に見極めつつ、関係自治体との連携を強化しながら、入学定員の見直しや大学間の連携・統合を検討【文科・大学】	各種取組の支援や定員要求・概算要求等			
		各教員養成大学・学部における検討			

■ 文部科学省

■ 教職員支援機構

■ 大学

■ 教員養成大学・学部

■ 教育委員会

■ 大学・教育委員会